



「テールゲートリフターの操作の業務に係る 特別教育」開催のご案内（実技教育あり）

新発田労働基準協会

労働安全衛生法により、危険又は有害な業務に就労させる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を実施しなければならないことが義務付けられております。

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み降ろす作業における作業におけるテールゲートリフターの操作業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となり、令和6年2月1日施行日以降は特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。（資格を有していない労働者が当該業務を行うと、事業者ならびに労働者は罰せられます。）

つきましては、労働安全衛生規則第36条、安全衛生特別教育規程第7条の4に掲げる「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」を、下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場

日 時		会 場	定 員
5月30日（木）	9時～16時	胎内市産業文化会館 胎内市新和町2番5号 (Tel 0254-43-2330)	30名

※ 当日の受付は開始20分前から行います。

2. 講習対象者

テールゲートリフターを直接操作する業務に従事する者。また、テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストロッパー等の操作、昇降板の展開・格納など、テールゲートリフターを使用する業務を行う者

3. 講習内容

- (1) テールゲートリフターに関する知識
- (2) テールゲートリフターによる作業に関する知識
- (3) 関係法令
- (4) テールゲートリフターの操作の方法（実技教育）

4. 受講料

12,000円（非会員14,000円）
（テキスト代込み、消費税を含む）

5. 申込み方法

- (1) 申込書にご記入の上、FAX 又は郵送等で5月20日（月）迄にお申込みください。
 なお、受講料は、銀行振込（銀行振込受領証のコピーを添付）又は事務局に現金持参で
 お願いいたします。（原則前納でお願いしております。）
 ○胎内市新和町2番5号（胎内市産業文化会館内）
 ○新発田労働基準協会（Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561）
 ○銀行振込先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No.1056361
- (2) 受講者の変更は可能ですが、事前に連絡をお願いいたします。

6. その他

- (1) 全課程を修了した方には修了証を交付いたします。
 （学科講習のみの修了証ではなく、実技講習も修了した証明となります。）
- (2) 携行品は、筆記用具、昼食（外食可）。実技教育（屋外）がありますので、作業衣、ヘル
 メットあるいは作業帽、安全靴（作業靴可、サンダル不可）、保護手袋（皮手、軍手等）、
 雨具（雨天時）をご用意ください。

このまま送信ください

(FAX 0254-44-8561)

「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」受講申込書

協会員 非協会員（該当に✓印を付してください）

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	備考
		昭 平 . .	
		昭 平 . .	
		昭 平 . .	

(該当にレを付してください)

- 受講料 名分の 円を添えて申込みます。(振込予定 月 日)
- 事務局に現金持参 (来場予定 月 日)

令和 年 月 日

申込み責任者 _____

新発田労働基準協会 行

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。